

ベネフルカード会員規約新旧対照表（変更の条項のみ抜粋）

現行	改定後
第3条(カードの有効期限) 1. (略) 2. カードの有効期限までに会員から退会の申し出がなく、当社が引き続き会員等として適当と認めた場合には、有効期限を更新した新カードと会員規約を送付します。会員等是有効期限経過後のカードを速やかに切断・破棄するものとします。 3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。	第3条(カードの有効期限及び更新) 1. (略) 2. カードの有効期限までに会員から退会の申し出がなく、当社が引き続き会員等として適当と認めた場合には、有効期限を更新した<u>新カードを送付します。ただし、割賦販売法の規定に基づき、当社の更新時調査の結果、有効期限を更新せず、更新カードを送付しない場合があります。</u> <u>3. 会員等是有効期限経過後のカードを速やかに切断・破棄するものとします。</u> <u>4.</u> カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
第13条（退会及びカード利用停止と返却） 1. (略) 2. (略) （1）～（7）(略) （8）貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。 （9）会員の利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高の合計が給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。 （10）会員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、特殊知能暴力集団等若しくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。 （11）会員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。 （12）会員等が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員（以下「役職員」という）に対して、以下の①から⑦のいずれかの行為をしたとき。 ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求 ②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む）同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求 ③正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行う行為 ④当社が会員等に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行う行為 ⑤上記①②③④のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為 ⑥法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求 ⑦上記①②③④⑤⑥のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為 （13）会員等が当社の定める期間カードを利用せず、当社が必要と認めた場合。 （14）その他当社が会員等として不適格と判断した場合。 3. ～5. (略)	第13条（退会及びカード利用停止と返却） 1. (略) 2. (略) （1）～（7）(略) <u>（8）会員が当社の送付したカードを期間内に受領せず、当社からの連絡に応じない場合。</u> <u>（9）当社が更新カードを発行せず、カードの有効期限が経過した場合。</u> <u>（10）</u>貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。 <u>（11）</u>会員の利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高の合計が給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。 <u>（12）</u>会員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、特殊知能暴力集団等若しくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。 <u>（13）</u>会員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。 <u>（14）</u>会員等が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員（以下「役職員」という）に対して、以下の①から⑦のいずれかの行為をしたとき。 ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求 ②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む）同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求 ③正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行う行為 ④当社が会員等に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行う行為 ⑤上記①②③④のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為 ⑥法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求 ⑦上記①②③④⑤⑥のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為 <u>（15）</u>会員等が当社の定める期間カードを利用せず、当社が必要と認めた場合。 <u>（16）</u>その他当社が会員等として不適格と判断した場合。 3. ～5. (略)

現行	改定後
新設	<u>第 2 1 条（書面交付）</u> <u>当社は、割賦販売法に基づき情報提供が必要となる項目及び貸金業法に基づく書面に記載すべき項目を電磁的方法により提供できるものとし、会員は予め同意するものとします。また、会員は、電磁的方法による提供に代えて書面の交付を求めることができるものとします。</u>
第 3 0 条（カードキャッシング利用代金の借入利率、支払区分、利息計算） 1. ～ 3.（略）	第 3 1 条（カードキャッシング利用代金の借入利率、支払区分、利息計算） 1. ～ 3.（略） <u>4. カードキャッシングにおいては、利息制限法第 1 条に規定する利率を超える部分について支払う義務はありません。</u>
第 3 3 条（書面交付） 会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第 1 7 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の書面交付に代えて、当社が毎月 1 日から末日までの貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、予め同意するものとします。	<u>第 3 4 条（カードキャッシング利用時及び支払時の書面交付）</u> <u>1. 会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第 1 7 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の書面交付に代えて、当社が毎月 1 日から末日までの貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、予め同意するものとします。また、会員が希望する場合、電磁的方法により提供できるものとします。</u> <u>2. 当社が会員に交付する貸金業法第 1 7 条第 1 項に基づく書面または貸金業法第 1 7 条第 6 項に基づく書面（電磁的方法によるものを含みます。）に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動することがあります。</u>